

「特定利用空港・港湾」について

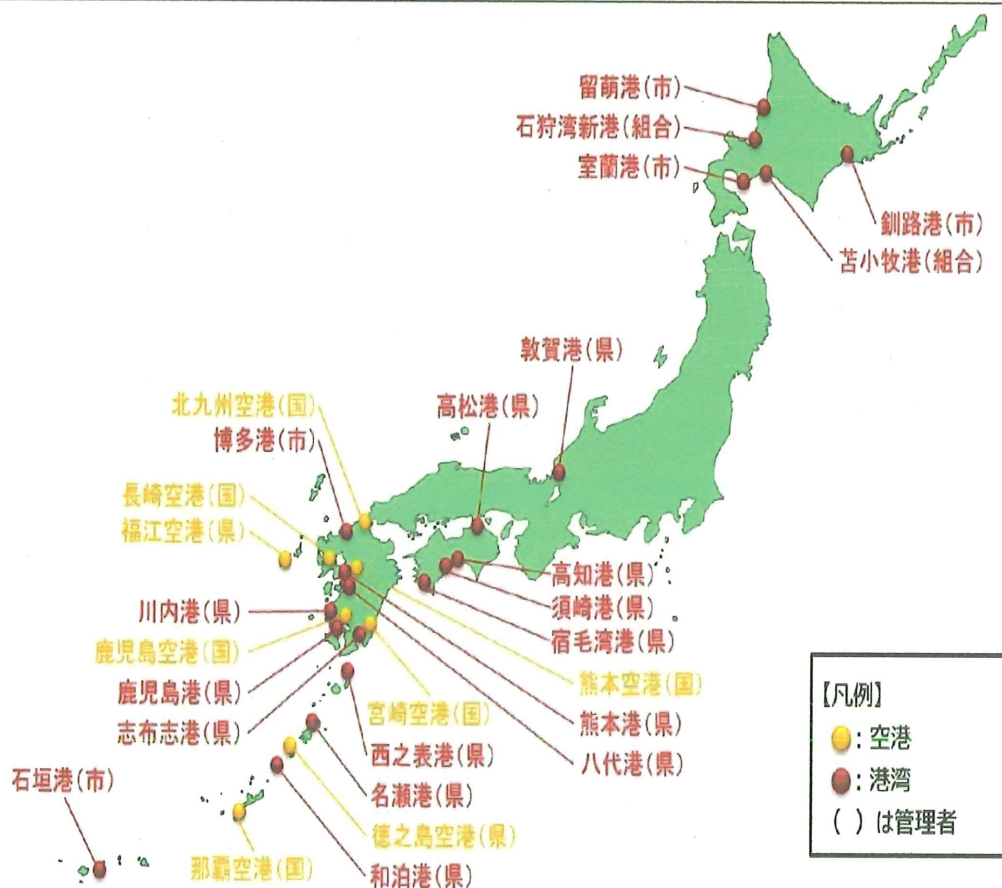
1 「特定利用港湾」の目的等

- ① この取組では、平素において自衛隊・海上保安庁が円滑に港湾を利用できるよう、港湾管理者との間で意見交換等を行う枠組みを設けます。
- ② その上で、国民保護への対応や自然災害発生時等において、自衛隊・海上保安庁が円滑に対応できるよう、平素から港湾を利用した訓練を行います。
- ③ 訓練を行うにあたって、民間の利用を妨げることはありません。
- ④ 港湾は、それぞれ異なる特性があることから、平素から訓練を実施し、特性を習熟することで、効率的な救助活動等を行うことができます。
- ⑤ 民間の利用のほか、自衛隊・海上保安庁も円滑に利用できるように施設整備を行います。なお、あくまで民間の利用を主とした整備であり、自衛隊の基地等を整備するものではありません。

2 「特定利用港湾」の指定状況

特定利用空港・港湾 (令和6年8月26日時点)

- 以下の8空港及び20港湾について、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、「特定利用空港・港湾」とした。



3 これまでの経過

令和6年10月8日、国(内閣官房、国土交通省、防衛省)から白老町に対して、白老港を特定利用港湾の対象に検討しているとの正式説明。

同年10月17日付けで、白老町管理の白老港において「円滑な利用に関する枠組み」を、関係省庁と白老町との間で確認することについて、国より正式に依頼。

これを受け本町では、令和6年10月23日開催の産業厚生常任委員会協議会にて内容を説明。以後、いぶり中央漁業協同組合、港湾利用業者並びに隣接する町内会長へ説明を実施。

4 白老町の考え方について

○国からは、これまでの港湾の運用と変わらず、「円滑な利用に関する枠組み」については、自衛隊や海上保安庁の優先利用のためのものではないこと、関係法令に基づく管理者の権限や運用が変わらない、ということを確認しました。

○「特定利用港湾」における整備や既存事業の促進については、民生利用を主とするものであるため、港湾整備事業の既存の制度に基づくこととしていること、整備費についても、既存の制度に基づいて、これまでどおり国と港湾管理者等がそれぞれ必要な費用を負担すること、自衛隊や海上保安庁専用の施設を整備するものではないことを確認しました。

○加えて、自衛隊や海上保安庁が白老港の状況に精通することで、災害対応時に迅速に対応でき、能力を最大限に発揮することが期待できることを確認しました。

○昨年10月以降、国から特定利用港湾に関する説明を受け、港湾利用者等に対し説明を行いました。国の考え方について、特に異論はないということを確認しました。

○これらの経過を経て、白老港においては、民生利用の観点からインフラ整備を進めており、今回の国の取組みにより、着実な白老港の整備促進、利用促進につながるものと期待するところです。

○以上から、町としては、白老港が特定利用港湾となることについて同意したい考えであります。

○回答に当たっては、あくまでも民生利用が主であるという本取組みの趣旨を遵守すること、など4項目について国へ要請する考えであります。

5 国への要請

○自衛隊や海上保安庁の優先利用のためのものではないことや、関係法令に基づく港湾管理者の権限や運用が変わらないという本取組の趣旨を遵守すること。

○本取組を進めるに当たっては、地域に不安や懸念が生じることがないように、引き続き地元への丁寧な説明及び情報提供を行うこと。

○今回の取組により、民生利用及び災害時の迅速な対応に資するインフラ整備を着実に進めるとともに、整備の際の国と港湾管理者の費用負担は、従来の制度に基づくものとする。

○自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等の際の安全確保に万全を期すこと。万が一、事件・事故等が発生した場合には、地元に対し速やかな情報提供を行うとともに、原因を究明の上、再発防止に努めるなど、必要な対応等を行うこと。

6 今後のスケジュール

- ・2月中旬に国に対し町の考え方を回答(国への4点の要請も含めて)
- ・その後、確認文書の取り交し(別添1)
- ・年度末を目処に国から公表の予定

●●港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項

1. 港湾管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による港湾施設の円滑な利用について、港湾法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
2. また、自衛隊・海上保安庁と港湾管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く。)であって、当該港湾施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
3. 上記の着実な実施に向けて、防衛省●●防衛局・海上保安庁第●管区海上保安本部と港湾管理者との間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。国土交通省●●地方整備局(沖縄の場合は内閣府沖縄総合事務局、北海道の場合は国土交通省北海道開発局)はこれに協力する。

令和7年●月●日

国土交通省●●地方整備局副局長

(沖縄の場合は内閣府沖縄総合事務局開発建設部長、
北海道の場合は国土交通省北海道開発局港湾空港部長)

海上保安庁第●管区海上保安本部長

防衛省●●防衛局長

●●県知事(港湾管理者が市町村の場合は市町村長)

よくあるご質問

Q1 この取組は有事を対象とするものですか？

A1 この取組は、平素における空港・港湾の利用を対象としたもので、武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものではありません。武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態における空港・港湾の利用調整については、平成16年に制定された武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(特定公共施設利用法)等に基づき行われます。

Q2 「特定利用空港・港湾」となることで、有事において、攻撃目標となるのではないですか？

A2 「特定利用空港・港湾」は新たに自衛隊の基地や駐屯地を設置するといったことを目的とするものではありません。また、自衛隊・海上保安庁は、これまでも民間の空港・港湾を利用してきています。今回、更なる利用の円滑化を図ることを目的として、インフラ管理者との間で、「円滑な利用に関する枠組み」を設けることとなりますが、そのような枠組みが設けられた後も自衛隊・海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、そのことのみによって、当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとはいえません。

むしろ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶が必要な空港・港湾を平素から円滑に利用できるように、政府全体として取り組むことは、我が国への攻撃を未然に防ぐための抑止力や実際に対応するための対処力を高め、我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、ひいては我が国民の安全につながるものです。

Q3 「円滑な利用に関する枠組み」を設けることにより、「特定利用空港・港湾」を、自衛隊や海上保安庁が優先利用することになりますか？

A3 「円滑な利用に関する枠組み」は、自衛隊・海上保安庁の優先利用のためのものではありません。あくまで港湾法や空港法等の既存の法令に基づき、関係者間で連携し、自衛隊・海上保安庁による柔軟かつ迅速な施設の利用について調整するための枠組みです。

Q4 自衛隊による訓練において、どのくらいの頻度で「特定利用空港・港湾」を利用することを想定していますか？

A4 基本的にはそれぞれの空港・港湾につき、年数回程度を想定しています。一部の施設については、従来から自衛隊が訓練で頻繁に利用してきており、今後もこれまでも同様に利用させていただくことを想定しておりますが、いづれにせよ、「特定利用空港・港湾」となったことによって、常に自衛隊の部隊が訓練を行っているようなことにはなりません。

Q5 「特定利用空港・港湾」となることで、米軍も利用することになりますか？

A5 この枠組みは、あくまで関係省庁とインフラ管理者との間で設けられるものであり、米軍が本枠組みに参加することはありません。